



長野県報

12月 4 日 (月)
平成 18 年
(2006年)
第 1818 号

目 次

告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療政策課） 1

特定電気機器等の使用に係るエネルギーの使用の合理化に関する性能に係る相対的評価の基準及び地球温暖化の防止に資する性能等を示す事項を記載した書面（環境政策課） 1

事業者がその事業活動において講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する指針（環境政策課） 3

建築物について講ずべきエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に資するための措置に関する指針（環境政策課）17

公共測量の実施（2件）（土木政策課）18

警備員等の検定等に関する規則に基づく交通誘導警備業務（生活安全企画課）19

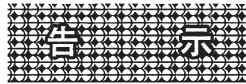
公 告

土地区画整理事業の終了の認可（都市計画課）19

特定調達契約に係る落札者の決定（県立病院課）19

長野県教育委員会表彰等規則に基づく表彰（教育総務課）19

正誤（河川課）20



長野県告示第564号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。
平成18年12月4日

長野県知事 村 井 仁

名 称	所 在 地	認定の有効期限
東口病院	長野市栗田356番地 1	平成21年12月 6 日

医療政策課

長野県告示第565号

特定電気機器等の使用に係るエネルギーの使用の合理化に関する性能に係る相対的評価の基準及び地球温暖化の防止に資する性能等を示す事項を記載した書面について次のとおり定めます。

平成18年12月4日

長野県知事 村 井 仁

特定電気機器等の使用に係るエネルギーの使用の合理化に関する性能に係る相対的評価の基準及び地球温暖化の防止に資する性能等を示す事項を記載した書面について

第1 目的

この基準等は、長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号。以下「規則」という。）第11条第1号に規定する特定電気機器等の使用に係るエネルギーの使用の合理化に関する性能に係る相対的評価（以下「相対評価」という。）の方法その他の基準及び長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号）第19条第1項に規定する地球温暖化の防止に資する性能等を示す事項を記載した書面（以下「省エネラベル」という。）を定めることを目的とする。

第2 相対評価の方法その他の基準

1 エアコンディショナーの相対評価方法

エアコンディショナーの相対評価は、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。以下「告示」という。）1-3の多段階評価基準に基づくものとする。

2 電気冷蔵庫の相対評価方法

電気冷蔵庫の相対評価は、告示7-3の多段階評価基準に基づくものとする。

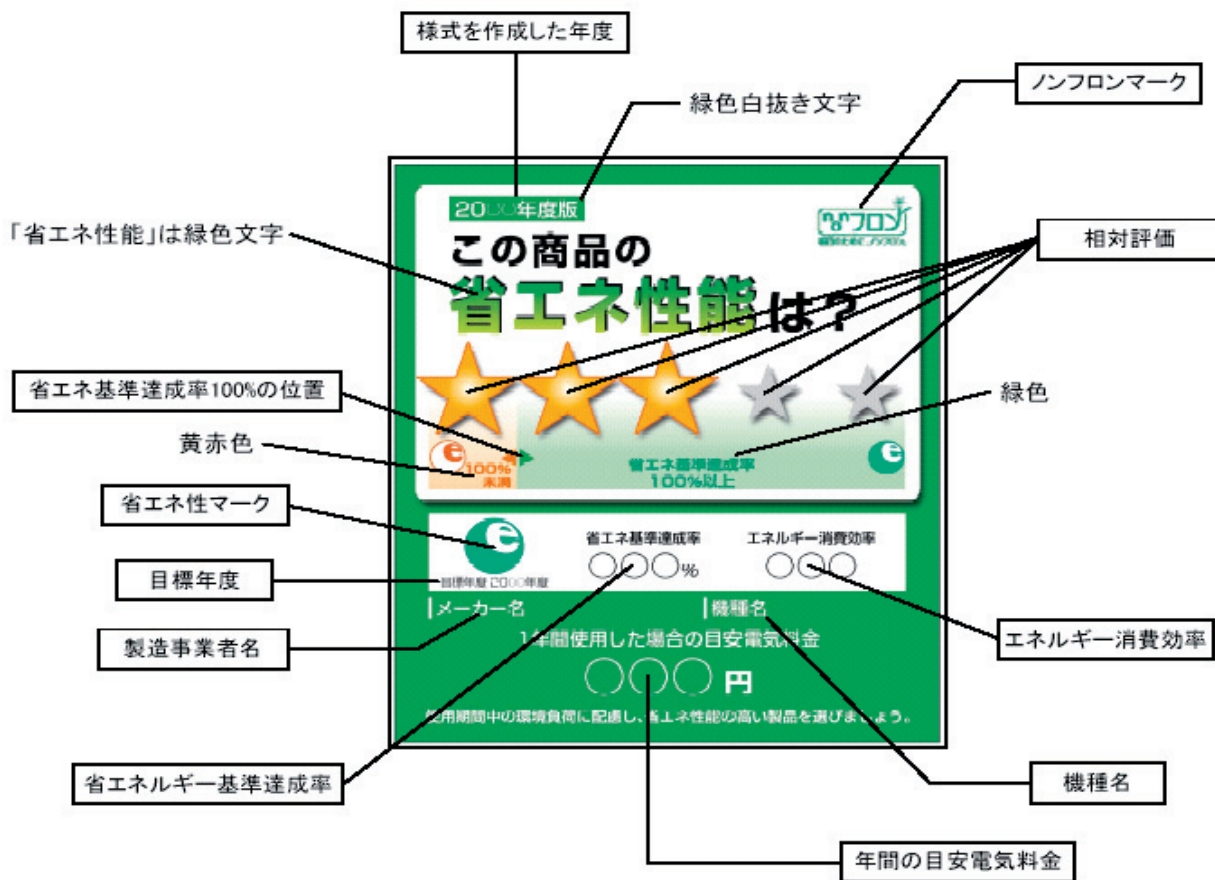
3 テレビジョン受信機の相対評価方法

テレビジョン受信機の相対評価は、告示3-3の多段階評価基準に基づくものとする。

第3 省エネラベル

省エネラベルの様式は、別記様式のとおりにする。

(別記様式)



- (備考)
- 1 背景色は緑色、背景色に掛かる文字は白抜き文字を原則とする。
 - 2 特に指定のない部分の文字は黒色とする。
 - 3 相対的評価を示す星印は達成に応じた数を、黄色で大きく表示し、それ以外の星印は灰色とする。
 - 4 規則第11条第8号に規定する表示は、様式に定められた箇所に「ノンフロンマーク」を表示すること。
 - 5 省エネルギー基準達成率とは、規則第11条第3号に定める百分率とする。
 - 6 目標年度とは、規則第11条第4号に定める年度とする。
 - 7 年間の目安電気料金とは、規則第11条第9号に定める電気料金とする。
 - 8 印刷上の制約などから規定された色を使用することができない場合は、黒色を使用してもよい。

長野県告示第566号

事業者がその事業活動において講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する指針を次のとおり定めます。
平成18年12月4日

長野県知事 村 井 仁

事業者がその事業活動において講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する指針

この指針は、長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号。以下「条例」という。）第24条の規定により、事業者がその事業活動において講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の内容等を定めるものである。

条例第12条第1項の規定により排出抑制計画を定めなければならない事業者が、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講じていくために必要な事項等については、第1から第6までによることとする。排出抑制計画を定めなければならない事業者以外の事業者が、条例第12条第4項の規定により排出抑制計画を定める場合は、第3から第6までによることとする。

条例第18条第1項の規定により自動車環境計画を定めなければならない事業者が、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講じていくために必要な事項等については、第7から第9までによることとする。自動車環境計画を定めなければならない事業者以外の事業者が、条例第18条第4項の規定により自動車環境計画を定める場合も同様とする。

なお、この指針において使用する用語は、条例及び長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

第1 原油換算エネルギー使用量の算定方法

規則第4条第1項第1号に規定する原油換算エネルギー使用量の算定は、別表1を用い次の手順により行うものとする。

(1) 手順1

エネルギーの種類ごとに前年度のエネルギーの使用量を「数値a」欄に記入する。

(2) 手順2

エネルギーの種類ごとに「数値a」欄の数値に「数値c」欄の数値を乗じて得た数値を「熱量(GJ) $b = a \times c$ 」欄に記入する。なお、事業者は、実測等に基づいた単位発熱量を設定することができる。その場合には、根拠資料を排出抑制計画に添付するものとする。

(3) 手順3

「熱量(GJ) $b = a \times c$ 」の「①」及び「②」の数値を合算して得た数値を「③」に記入する。

(4) 手順4

「熱量(GJ) $b = a \times c$ 」の「③」の数値に0.0258を乗じて得た数値を「④」に記入する。（④の数値が、原油換算エネルギー使用量となる。）

第2 温室効果ガスの排出の量の把握及び温室効果ガスの排出の抑制等の措置を行う事業所の範囲

規則第4条第1項第1号から3号に規定する事業者が、排出抑制計画書及び排出抑制計画達成状況等報告書を作成するに当たって、対象となる事業所等の範囲は、次のとおりとする。

なお、1から3のうち複数の部門に該当する事業者においては、該当する部門における事業所等の範囲をすべて含めるものとする。

1 規則第4条第1項第1号に規定する事業者の事業所の範囲。ただし、平成19年度の排出抑制計画は、対象事業所の範囲を(1)とすることができる。

(1) 原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットル以上の事業所（工場、業務ビル、店舗（2に該当するものを除く。）等）

(2) (1)の事業所以外の事業所

2 規則第4条第1項第2号に規定する事業者（県内に所在する当該事業者に係るすべての店舗の数の10分の8以上の店舗について、常態として終日営業している事業者）の事業所の範囲

県内に所在するすべての店舗

3 規則第4条第1項第3号に規定する事業者の対象となる自動販売機の範囲

県内において設置又は管理するすべての自動販売機

第3 温室効果ガスの排出の量の算定方法

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算出は、必須事項とし、エネルギー起源以外の温室効果ガスの排出量については、事業活動による温室効果ガス種ごとの排出量の多寡を勘案して、温室効果ガス種を選択する。

温室効果ガスの排出の量の算定方法は、別表2を用い次の手順によるものとする。

(1) 手順1

エネルギーの種類ごとに年度のエネルギーの使用量を「数値a」欄に記入する。(2) 手順2

販売副生エネルギー等（エネルギーの種類ごとに販売されたエネルギー及び自らの生産に寄与しないエネルギー）がある場合は、当該販売副生エネルギー等の量を「数値b」欄に記入する。

(3) 手順3

燃料について、その種類ごとに「数値a」欄の数値に別表1に掲げる「数値c」欄の数値を乗じて得た数値を「熱量a'(GJ)」欄に記入する。

販売副生エネルギー等がある燃料については、その種類ごとに「数値b」欄の数値に別表1に掲げる「数値c」欄の数値を乗じて得た数値を「熱量b'(GJ)」欄に記入する。

なお、事業者は、実測等に基づいた単位発熱量を設定することができる。その場合には、根拠資料を排出抑制計画に添付するものとする。

(4) 手順4

燃料について、その種類ごとに「数値 a'(GJ)」欄の数値から「数値 b'(GJ)」欄の数値を減じて得た数値を「 $c = a' - b'$ 」欄に記入する。

(5) 手順5

燃料について、その種類ごとに「 $c = a' - b'$ 」欄の数値に別表5に掲げる排出係数の数値を乗じて得た数値に12分の44を乗じて得た数値を「二酸化炭素の排出量 d(t-CO₂)」欄に記入する。

(6) 手順6

熱及び電気について、その種類ごとに「数値 a」欄の数値から「数値 b」欄の数値を減じて得た数値を「 $c = a - b$ 」欄に記入する。

(7) 手順7

熱及び電気の種類ごとに「数値 $c = a - b$ 」欄の数値に別表5に掲げる排出係数の数値を乗じて得た数値を「二酸化炭素の排出量 d(t-CO₂)」欄に記入する。

なお、事業者は、実測等に基づいた排出係数を設定することができる。その場合には、根拠資料を排出抑制計画に添付するものとする。

(8) 手順8

すべてのエネルギーの種類「二酸化炭素の排出量 d(t-CO₂)」欄の数値を合算して得た数値を「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素」の「温室効果ガスの排出量」欄に記入する。

(9) 手順9

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の温室効果ガス（上記以外の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄）の排出の量については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）の算定方法等により算出した物質ごとの排出量に別表6に掲げる温室効果ガスごとの地球温暖化係数を乗じて得た数値を「温室効果ガスの排出量」欄に記入する。

第4 温室効果ガスの排出の抑制等の措置の内容

事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等を行うため、次に例示する措置等を参考に事業特性に応じて、適切かつ有効な措置等を選定するものとする。また、これらの措置等に関連して、「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成18年経済産業省告示第65号）等についても参考にする。

1 温室効果ガスの排出の抑制に関する措置

(1) 運用による措置

ア 一般管理

(7) 推進体制の整備

- a 環境マネジメントシステム又はこれに準じたシステムの導入に努めるなどして、温暖化対策を効果的に推進するために責任者の設置、マニュアルの作成及び社内体制の整備を行うこと。
- b 定期的に温暖化対策に関する研修、教育などを行うこと。

(4) エネルギーの使用に関するデータ管理

- a 系統的に年、季節、月、週、日、時間単位等でエネルギー管理を実施し、数値、グラフ等で過去の実績と比較したエネルギーの消費動向等が把握できるようにすること。
- b 機器や設備の保守状況、運転時間、運転特性値等を比較検討し、機器や設備の劣化状況、保守時期等を把握すること。

(9) 運転管理

設備は、負荷の状況に応じ、高効率の運転が維持できるよう運転管理を行うこと。特に、設備が複数の設備で構成されている場合は、総合的なエネルギー効率を向上させるよう、負荷の状態に応じ、稼働台数の調整、稼働機器の選択又は負荷の適正配分を行うこと。

(エ) 保守及び点検

定期的に、ボイラーの水質管理、伝熱面等に付着したばいじん及びスケール等の除去、フィルターの目詰まりの除去、凝縮器及び熱交換器のスケールの除去、蒸気その他の熱媒体の漏えい部分の補修、照明器具及び光源の清掃並びに光源の交換等、設備の保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。

イ ボイラー、工業炉、空調、照明等設備の運用改善

(7) 燃料の燃焼の合理化（燃焼設備）

- a 空気比を最適に設定すること。
- b 燃料は、燃焼効率が高くなるよう、粒度、水分、粘度等を適切に調整すること。

(4) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化（熱利用設備）

a 加熱設備等

- (a) 熱媒体による熱量の過剰な供給をなくすよう、熱媒体の温度、圧力及び量を最適に設定すること。
- (b) 熱効率を向上させるよう、ヒートパターン(被加熱物の温度の時間の経過に対応した変化の様態をいう。)を改善すること。
- (c) 過大及び過小な負荷を避けるよう、被加熱物又は被冷却物の量及び炉内配置を最適に設定すること。

(d) 加熱を反復して行う工程においては工程間の待ち時間の短縮、加熱等を行う設備で断続的な運転ができるものについては運転の集約化、蒸気を用いる加熱等を行う設備については不要時の蒸気バルブの閉止、加熱等を行う設備で用いる蒸気については適切な乾き度の維持を行うこと。

b 空気調和設備、給湯設備

(a) 空気調和設備は、ブラインドの管理等により負荷の軽減を行うとともに、運転時間、室内の温度及び湿度、換気回数等を使用状況等に応じて最適に設定すること。

(b) 冷暖房温度は、政府の推奨する設定温度を勘案して設定すること。

(c) 給湯設備は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所を限定し、給湯温度、給湯圧力等を最適に設定すること。

(g) 排熱の回収利用（排熱回収設備）

排ガスの排熱は排ガス温度又は排熱回収率について、蒸気ドレンの排熱は蒸気ドレンの温度、量及び性状について、加熱された固体若しくは流体が有する顕熱、潜熱、圧力、可燃性成分等は回収を行う範囲について、それぞれ最適に設定して回収利用を行うこと。

(i) 熱の動力等への変換の合理化（発電専用設備及びコージェネレーション設備）

a 発電専用設備において、蒸気タービンの部分負荷における減圧運転が可能な場合には、最適化するよう管理を行うこと。

b コージェネレーション設備は、発生する熱及び電気が十分に利用されるよう、負荷の増減に応じた総合的な効率を高める運転管理を行うこと。

(a) 放射、伝熱、抵抗等によるエネルギーの損失の防止（熱利用設備並びに受変電設備及び配電設備）

a 配電線路の短縮、配電電圧の適正化により、配電損失を低減すること。

b 三相電源に单相負荷を接続させるときは、電圧の不均衡を防止すること。

c 電気の使用を平準化して最大電流を低減するよう、電気使用設備の稼働を調整すること。

(h) 電気の動力、熱等への変換の合理化（電気使用設備）

a 電動力応用設備、電気加熱設備等

(a) 電動力応用設備は、電動機の空転による電気の損失を低減するよう管理し、不要時は停止すること。

(b) 流体機械は、台数制御、回転数の変更、配管変更、インペラーカット、回転数制御等により送出力及び圧力を適正に調整し、電動機の負荷を低減すること。

(c) 電気加熱設備は、被加熱物の装てん方法の改善、無負荷稼働による電気の損失の低減、断熱及び排熱回収利用を行うことにより、熱効率を向上させること。

(d) 電解設備は、適当な形状及び特性の電極を採用し、電極間距離、電解液の濃度、導体の接触抵抗等を最適に設定することにより、電解効率を向上させること。

b 照明設備、事務用機器

(a) 照明設備は、照度の適正化を図るとともに、適宜調光による減光又は消灯を行うことにより、過剰又は不要な照明をなくすこと。

(b) 事務用機器は、低電力モードの設定を行うこと。

(c) 事務用機器は、不要時において適宜電源を切ること。また、ACアダプターを使用しているものによっては、不要時においてプラグをコンセントから抜くなどACアダプターへの電源供給を停止すること。

(2) 設備導入等による措置

ア ボイラー、工業炉、空調、照明等設備への省エネ技術の導入（設備改善を含む。）

(7) 燃焼設備

a 空気比を低下させること。また、空気比の管理のため、燃焼制御装置を設けること。

b バーナー等の燃焼機器は、負荷及び燃焼状態の変動に応じて燃料の供給量及び空気比を調整できるものとする。また、リネジェレイティブバーナー等熱交換器と一体となったバーナーの採用による熱効率の向上を図ること。

c 通風装置は、通風量及び燃焼室内の圧力を調整できるものとする。

d 燃焼設備ごとに、燃料の供給量、燃焼に伴う排ガス温度、排ガス中の残存酸素濃度等に関する計測装置を設置し、コンピュータを使用すること等により的確な燃焼管理を行うこと。

(4) 熱利用設備

a 効率的な熱回収に努め、冷却器及び凝縮器への入り口温度を下げる。

b 輸送段階での放熱の防止及びスチームセパレーターを導入により、熱利用設備での蒸気の乾き度を高めること。

c 工業炉の炉壁面等の性状および形状を改善することにより、放射率を向上させること。

d 加熱等を行う設備の伝熱面の性状及び形状を改善することにより、熱伝達率を向上させること。

e 加熱等を行う設備の熱交換に係る部分には、熱伝導率の高い材料を用いること。

f 工業炉の炉体、架台及び治具、被加熱物を搬入するための台車等の熱容量を低減させること。

g 直火バーナー、液中燃焼等により被加熱物を直接加熱できる場合は、直接加熱すること。

h 多重効用缶による加熱等を行う場合には、効用段数の増加により総合的な熱効率を向上させること。

i 蒸留塔に関しては、運転圧力の適正化、段数の多段化等による還流比の低減、蒸気の再圧縮、多重効用化等を図ること。

j 熱交換器の増設及び配列の適正化により総合的な熱効率を向上させること。